

## (1) 計画策定の背景

国の障がい者施策は、平成 18 年 10 月に施行された「障害者自立支援法」において、障がいの種別ごとに提供されてきたサービスの一元化や、既存のサービス体系の再編、利用者負担の見直しなどが行われるとともに、サービスの提供体制を計画的に整備するために都道府県及び市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、大きな転換期を迎えました。

また、近年では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成 24 年）や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）」（平成 25 年）の施行、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正法」（平成 26 年）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年）の施行、「成年後見制度の促進に関する法律」（平成 28 年）の施行、「障害者の雇用の促進に関する法律の一部改正法」（令和元年）の施行、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）の施行など、障がいのある人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるとともに社会参加のための法改正が矢継ぎ早に行われてきました。

さらに、平成 28 年 6 月に公布された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が規定されています。また、「児童福祉法」の改正において、都道府県及び市町村に対して新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）（以下「基本指針」という。）に即して定めるものとされています。また、策定に当たっては、これらを一体のものとして作成することができるものとされています。

この計画は、これらを踏まえて策定した「北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」が令和 2 年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの成果や新型コロナウイルス感染症の拡大といった新たな社会情勢の変化も考慮し、令和 3 年度以降の障がい福祉サービス等の必要な見込み量とその確保のための方策を定め、もって障がい福祉施策を効率的に推進することを目的に策定するものです。

【見込量確保のための方策等】

【旧】

○鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターを相談支援の中核とし、障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。



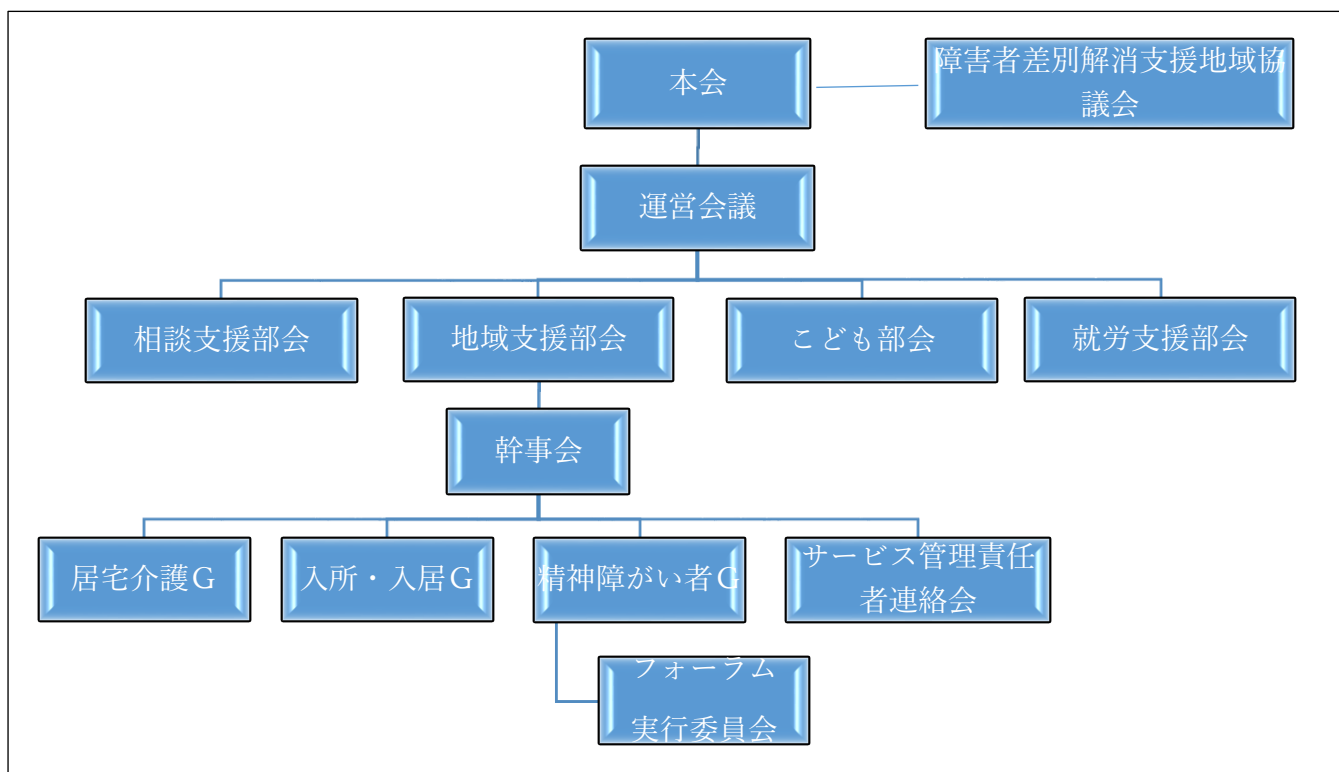
【新】

○鴻巣市と共同で設置している鴻巣北本地域自立支援協議会の本会や専門部会等を通して、基幹相談支援センターや相談支援事業の運営に関することや、支援困難事例の対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善等について協議を実施し、自立支援協議会を中心に、本市の実情にあった障害者等への相談支援体制の充実に努めます。

○鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核として、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所及び関係機関と連携して地域における相談支援体制の強化に取り組みます。

○委託相談支援事業所では、障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその他障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

見込み量確保のための方策の次に追加  
 鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図



P 6 5 実績を追加 (グラフ)

訪問入浴

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人数	3	3	2	3	2

日中一時支援

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人数	5	6	5	6	4